

令和 4 年 9 月
浜田市議会定例会議議案
(議会追加提出分)

令和 4 年 9 月 29 日

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議付議事件（追加）

議 案

発議第 9 号 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

発議第 9 号

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 9 月 29 日 提出

議会運営委員会

委員長 布 施 賢 司

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例

浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

前文中「地方分権の時代を迎え、」を削る。

第 3 条第 2 項中「市民を代表する議決機関として」を「議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図り、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能を果たすとともに、政策の実現に向け、市民の福祉の増進を目指して」に改め、同条第 3 項中「市長」を「市長等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。

第 5 条第 1 項中「市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）」を「市長等」に改める。

第 7 条第 1 号中「(会派代表質問を除く。)」を削る。

第 13 条第 2 項中「提言及び提案」を「政策立案等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。

第 13 条に第 1 項として次の 1 項を加える。

委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。

第 14 条の見出し中「議会広報」を「広報広聴」に改め、同条中「ケーブルテレビ」の次に「、インターネット」を加え、「議会広報」を「広報機能」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（専門的知見の活用）

第 14 条の 2 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする。

第 15 条中「図書」を削る。

第 19 条第 3 項を削る。

第 21 条第 3 項中「態度」を「賛否等」に改める。

第 23 条（見出しを含む。）中「議会報告会」を「議会報告会等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。